

された方への生活支援制度情報

()は庁舎

区分	項目	支援内容	窓口・担当課
住宅・生活	応急仮設住宅	住居が全壊または大規模半壊し、自らの資力では住居の確保ができない方に、応急仮設住宅を提供する予定です。詳細は、お問い合わせください。	建設課(長陽) TEL(67) 3178
	住宅の応急修理	震災で、住家が自らの資力では応急修理ができない、または大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に半壊した方を対象に、村が業者に依頼して、日常生活に必要な最小限度の修理(居室・台所・トイレなど)を行うものです。 修理限度額 1世帯あたり 57万6千円 ※応急仮設住宅に入居される方は対象外です。 ※被災者生活再建支援制度と、あわせて利用できます。	
	民間賃貸住宅借上げ事業	震災で、住家が全壊または大規模半壊し、自らの資力では住宅の確保できない方に、応急仮設住宅として、民間賃貸住宅を借上げて提供します。 家賃 1カ月あたり6万円(5人以上の世帯は9万円)以下(応急仮設住宅に入居される方は対象外です。)	住民福祉課(白水) TEL(62) 9195 建設課(長陽) TEL(67) 3178
	がれきの廃棄	災害で発生したがれきなどの収集場所(5月21日現在) ・旧長陽西部小学校運動場 ・立野ダムストックヤード ※午前9時～午後4時30分(毎週月曜・金曜は受入休止) ※5月24日(火)から入場規制中(「り災証明書」または「被災証明書」の提示が必要) ※必ず分別をお願いします。 ※天候や分別作業状況により、臨時閉鎖になる場合があります。 ※一般ごみはゴミステーション(立野地区は旧立野小学校)	環境対策課(長陽) TEL(67) 3176
	教科書・学用品	震災により、喪失等した教科書・学用品・通学用品などを支給します。なお、教科書・正規の教材はすべて支給しますが、文房具・通学用品には限度額があります。	教育委員会(長陽) TEL(67) 1602
ボランティア	ボランティア派遣	家屋の片付けなどをご自身で行うことができない人は、ボランティアの派遣を要請することができます。	村災害 ボランティアセンター TEL(67) 2511
相談	被災中小企業相談窓口	県内中小企業者などの平成28年熊本地震の災害に伴うさまざまな経営上の相談、施設・設備の復興等に関する相談を行っています。	(公財)くまもと産業支援財団 TEL096(286) 3355 TEL096(289) 2438
		震災により、経営に影響を受ける中小企業からの相談を行っています。	熊本商工会議所 TEL096(354) 6688
	こころの相談	電話や面談での相談を行っています。	熊本県精神保健福祉センター TEL096(386) 1255

平成28年 熊本地震により被災

区分	項目	支援内容	窓口・担当課
証明書	り災証明書	被災した住家(居住のために使っている建物)の被害の程度に係る証明書を発行します。 さまざまな支援制度(被災者生活支援制度、税金や公共料金などの減免、建物修繕のための銀行借入れなど)の申請の際に必要です。 ※証明書発行は、家屋調査後となります。	総務課(久木野) TEL(67) 1111
	被災証明書	被災した事実および建物・工作物(作業場、車庫、門、塀など)や家財道具の被害に係る証明書を発行します。 ※休業証明など、各種制度の手続きなどに必要となります。 ※り災証明書と異なり、被害の程度を判定・証明するものではありません。	※申請は、長陽庁舎および白水庁舎でも受け付けています。
	その他証明書 交付手数料の免除	次の証明書交付等の手数料を免除します。 1) 住民票の写し 2) 住民票記載事項証明書 3) 印鑑登録証明書 4) 戸籍全部(個人)事項証明書(除籍含) 5) 戸籍の附表の写し ※免除を受けるためには、り災証明書、または被災証明書が必要です。	窓口センター(久木野) TEL(67) 2638 住民福祉課(白水) TEL(62) 9195 総合調整課(長陽) TEL(67) 1113
支援金	被災者生活再建支援制度	居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯(被災世帯)に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。 住宅の被害程度に応じて支給される①「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて支給される②「加算支援金」の2つの支援金が支給されます。 ①基礎支援金 全壊・解体 100万円 (75万円) 長期避難 100万円 (75万円) 大規模半壊 50万円 (37万5千円) ②加算支援金 建設・購入 200万円 (150万円) 補修 100万円 (75万円) 賃借 50万円 (37万5千円) ※括弧内は、単身世帯(1人暮らし世帯)の場合の支給額です(複数世帯の4分の3の金額となります)。 ※解体とは、住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合のことです。	住民福祉課(白水) TEL(62) 9195